

# 鹿 児 島 県 公 報

平成31年 4 月 12 日 (金) 第3510号の 2



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番 1 号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集登載事項)

ページ

### 規 則

○職員の給料の特別調整額に関する規則及び初任給, 昇格, 昇給等に関する規則の一部  
を改正する規則 (※) (人事課取扱い) 1

## 規 則

職員の給料の特別調整額に関する規則及び初任給, 昇格, 昇給等に関する規則の一部を改正  
する規則をここに公布する。

平成31年 4 月 12 日

鹿児島県知事 三反園訓

### 鹿児島県規則第38号

職員の給料の特別調整額に関する規則及び初任給, 昇格, 昇給等に関する規則の一部を  
改正する規則

(職員の給料の特別調整額に関する規則の一部改正)

第 1 条 職員の給料の特別調整額に関する規則 (昭和35年鹿児島県規則第90号) の一部を次の  
ように改正する。

別表第 1 中 「総務部県民生活局長  
子育て・高齢者支援総括監  
総括危機管理監  
危機管理局長」 を 「総務部文化スポーツ局長  
総務部男女共同参画局長  
子育て・高齢者支援総括監  
本港区まちづくり総括監  
総括危機管理防災監  
危機管理防災局長」 に改める。

別表第 1 の 2 中 「医療審議監  
土木監」 を 「知事が指定する参事」に, 「熊毛支庁長  
環境保健センタ

一所長」を「熊毛支庁長」に,

「

短期大学事務局	事務局長
---------	------

」を

「

短期大学事務局	事務局長
教育委員会事務局	教育委員会が指定する参事

」に

改める。

別表第 2 中 「総務部県民生活局次長  
明治維新150周年総括監」 を 「総務部文化スポーツ局次長  
総務部男女共同参画局次長」に, 「獣医務技  
地球温暖化対策総括監」

監」を 「獣医務技監  
かごしまの食輸出戦略総括監」に, 「危機管理局次長」を「危機管理防災局次長」

「かごしま県民交流センター副館長

「消費生活センター所長  
中央児童相談所長  
かごしま県民交流センター副館長  
歴史資料センター黎明館副館長  
森林技術総合センター所長  
ハートピアかごしま所長」を  
消費生活センター所長  
歴史資料センター黎明館副館長  
環境保健センター所長  
森林技術総合センター所長  
精神保健福祉センター所長  
ハートピアかごしま所長  
中央児童相談所長」に、「水産技術開発センター所長」を  
本庁部次長相当の職に格付けされている農業開発総合センター副所長」に、「鹿児島中央家畜保健衛生所長」を  
本庁部次長相当の職に格付けされている農業開発総合センター副所長」を  
「鹿児島中央家畜保健衛生所長」に改める。  
別表第3中「総括秘書官」を「本庁課長相当の職に格付けされている総括秘書官」に、  
「PR推進監」「集落活性化推進監」「地域包括ケア観光地整備対策監」をPR推進監に、「地域包括ケア観光地整備対策監」を  
「水産流通対策監」を「水産流通対策監」に、「設備対策監」を  
「水産流通対策監」に、「環境保健センター庶務部長」を「環境保健センター微生物部長」に、  
「難病相談・支援センター副所長」を「難病相談・支援センター副所長」に、「こども総合療育センター部長」を「こども総合療育センター部長」に、「農業開発総合センター支場長」を「農業開発総合センター支場長」に、「農業開発総合センター大隅支場次長」を「農業開発総合センター農業大学校副校長」に、「農業開発総合センター農業大学校副校長」を「農業開発総合センター支場長」に改める。  
（初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正）

第2条 初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和60年鹿児島県規則第67号）の一部を次のように改正する。

別表第1アの表4級の項中「主任工事監査員（4級）」を「主任工事監査員」に改め、同表5級の項中「主任工事監査員（5級）」を「参事付（5級）」に改め、同表6級の項中「総括秘書官」を「総括秘書官（6級）」に改める。

別表第1ウの表3級の項中「技術主幹参事付」を「技術主幹」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の職員の給料の特別調整額に関する規則の規定及び第2条の規定による改正後の初任給、昇格、昇給等に関する規則の規定は、平成31年4月1日から適用する。